

○宮古島市地域子育て支援拠点事業実施要綱

平成28年 7月12日

告示第115号

改正 平成29年12月 5日告示第155号

令和元年 7月25日告示第101号

宮古島市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成22年宮古島市告示第16号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）
第6条の3第6項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条
第9項の規定に基づき、子育て家庭の親とその子ども（乳児又は幼児。以下
「子育て親子」という。）の交流等を促進する地域子育て支援拠点施設（以
下「拠点施設」という。）を設置することにより、地域の子育て支援機能の
充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する
ことを目的とするため、宮古島市における地域子育て支援拠点事業（以下「事
業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（令元告示101・一部改正）

（実施主体）

第2条 実施主体は、宮古島市とする。

2 市長は、この事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると
認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社
会福祉法人等」という。）に委託又は補助金を交付することにより事業を実
施することができる。

3 前項の規定により、事業を実施させる場合において、市が必要と認める経
費について予算の範囲内で市が負担するものとする。

（平29告示155・一部改正）

（事業開始の届出）

第3条 事業の開始にあたっては、事業開始の日から1月以内に沖縄県知事に
対し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条の規定による届出をしな
ければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を沖縄県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする

(実施方法)

第4条 事業の実施方法は、一般型とし、実施にあたっては次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場所として適した場所で実施すること。
- (2) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (3) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。
- (4) 授乳コーナー、流し台、ベビーベット、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を設置すること。

(実施場所及び利用時間等)

第5条 事業の実施場所及び利用時間等は、別表のとおりとする。

2 拠点施設は、月曜日から金曜日までの日で、1日5時間以上開設しなければならない。ただし、次に掲げる日及び事由のときは開設しないものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (3) 6月23日（慰霊の日）
- (4) 災害等やむを得ない場合

(職員の配置)

第6条 拠点施設には、子育て親子の支援活動の企画、調整及び実施を専門に担当する地域子育て支援員（以下「支援員」という。）を次のとおり2名以上配置しなければならない（非常勤職員でも可）。ただし、そのうち1名については補助的職員（以下「補助員」という。）に代えることができる。

- (1) 支援員は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、子育て支援員研修、現任研修その他各種研修会、セミナー等へ積極的に参加し、資質及び技能等の向上に取り組む意欲

のある保育士等の資格を有する者であること。

- (2) 補助員は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、子育て支援員研修、現任研修その他各種研修会、セミナー等へ積極的に参加し、資質及び技能等の向上に取り組む意欲のある者であること。

(基本事業)

第7条 この事業の基本事業は、次のとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育ての相談及び支援の実施
- (3) 地域子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

(支援活動の展開)

第8条 事業者は、市長と協議の上、子育て支援活動の展開を図ることを目的とし、関係機関及び子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り連携しながら、前条に定める基本事業に加えて次に掲げる事業を展開するなど、よりきめ細やかな支援を実施することができる。

- (1) 一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）又はこれに準じた事業の実施
- (2) 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）又はこれに準じた事業の実施
- (3) 乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）又は養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施
- (4) その他、未就学児をもつ家庭への訪問活動等の実施
- (5) 拠点施設を常設することが困難な地域において、地域の実情や利用者のニーズにより、次に掲げる実施方法により公共施設等を活用した出張ひろばの実施

ア 開設日数は、週2日以上とすること。

イ 開設時間は、1日5時間以上とすること。

ウ 第3条に規定される実施施設の職員を含め2名以上の職員を配置すること。

(6) 子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携し、次に掲げる取組など地域支援活動を実施する。

ア 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

イ 地域の団体と協働して伝統文化及び習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

ウ 地域ボランティアの育成、町内会及び子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

エ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(利用者の登録)

第9条 この事業を利用しようとする子育て親子（以下「利用者」という。）は、利用の登録をしなければならない。この場合において、登録の有効期間は、当該年度内とする。

(費用の徴収)

第10条 市長は、事業を実施するために必要な経費の一部を、利用者に負担させることができる。

(利用制限)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。

- (1) 感染性疾患が疑われるとき。
- (2) 活動が営利を目的とする内容が認められるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- (4) 管理運営上支障が認められるとき。

(広報)

第12条 この事業を実施する施設においては、広報誌、パンフレット及び機関誌の発行並びに看板等の設置を行い、地域住民に対して事業の趣旨及び内容について周知しなければならない。

(関係機関との連携)

第13条 拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、福祉事務所、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員、児童福祉施設、幼稚園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努める。

(守秘義務)

第14条 事業に従事する者（ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(宮古島市地域子育て支援センター実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 宮古島市地域子育て支援センター実施要綱（平成17年宮古島市告示第38号）

(2) 宮古島市つどいの広場事業実施要綱（平成17年宮古島市告示第223号の3）

附 則（平成29年12月5日告示第155号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市地域子育て支援拠点事業実施要綱の規定は、平成28年7月12日から適用する。

附 則（令和元年7月25日告示第101号）

この告示は、令和元年8月1日から施行し、改正後の宮古島市地域子育て支援拠点事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

(令元告示101・一部改正)

施設名称	位置	事業実施者	利用時間
------	----	-------	------

ひらら地域子育て支援センター「みーや」	宮古島市平良字東仲宗根807番地（ひらら児童館併設）	一般社団法人沖縄こどもみらい創造支援機構	9 : 30～12 : 00 13 : 30～16 : 00
上野地域子育て支援センター「はくあい」	宮古島市上野字新里507番地1（上野児童館併設）	NPO法人宮古島市学童・保育連絡協議会	9 : 30～12 : 00 13 : 30～16 : 00
宮古島市つどいの広場「くれよん」	宮古島市平良字久貝1059番地1F	宮古島市社会福祉協議会	10 : 00～12 : 00 14 : 00～17 : 00
宮古島市地域子育て支援センター「わくわくランド」	宮古島市平良字久貝910番地7（あけぼの保育園併設）	社会福祉法人あけぼの福祉会	10 : 00～12 : 30 14 : 00～16 : 30